

山形県食の安全推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の食の安全・安心に関する取り組みを一層推進するため、当面の課題や今後の推進方策等について協議するとともに、山形県食の安全県民会議が宣言したアピールの具体的な展開を図るため、「山形県食の安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 食の安全・安心に関する情報及び意見の交換に関すること
- (2) 食の安全・安心確保に向けた県民各層の協働のあり方に関すること
- (3) その他食の安全・安心に関すること

(構成)

第3条 推進会議の委員は、消費者、生産者、加工・流通業者及び学識経験者などから知事が就任を委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進会議には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の座長を務める。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、知事が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、防災くらし安心部食品安全衛生課において処理する。

2 事務局は、食品安全衛生課、農政企画課、県産米・農産物ブランド推進課、農業技術環境課、畜産振興課及び水産振興課で構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。